

機械・電気設備請負工事必携

1 機械・電気設備工事共通仕様書

新旧対比表

(令和8年4月)

	改訂前		改訂後	
目次	目次		目次	
	第1編 共通事項		第1編 共通事項	
	第1節 総則		第1節 総則	
	1-1-1	適用 1-1	1-1-1	適用 1-1
	1-1-2	用語の定義 1-1	1-1-2	用語の定義 1-1
	1-1-3	設計図書の照査等 1-6	1-1-3	設計図書の照査等 1-6
	1-1-4	ワンデーレスポンス 1-6	1-1-4	ワンデーレスポンス 1-6
			1-1-5	ウィークリースタンス 1-7
	1-1-5	施工計画書 1-7	1-1-6	施工計画書 1-7
	1-1-6	コリンズ (CORINS) への登録 1-7	1-1-7	コリンズ (CORINS) への登録 1-7
	1-1-7	監督職員 1-8	1-1-8	監督職員 1-8
	1-1-8	工事用地等の使用 1-8	1-1-9	工事用地等の使用 1-8
	1-1-9	工事の着手 1-9	1-1-10	工事の着手 1-9
	1-1-10	工事の下請負 1-9	1-1-11	工事の下請負 1-9
	1-1-11	施工体制台帳 1-9	1-1-12	施工体制台帳 1-9
	1-1-12	受発注者間の情報共有 1-10	1-1-13	受発注者間の情報共有 1-10
	1-1-13	受注者相互の協力 1-10	1-1-14	受注者相互の協力 1-10
	1-1-14	調査・試験に対する協力 1-10	1-1-15	調査・試験に対する協力 1-10
	1-1-15	工事の一時中止 1-11	1-1-16	工事の一時中止 1-11
	1-1-16	設計図書の変更 1-12	1-1-17	設計図書の変更 1-12
	1-1-17	工期変更 1-12	1-1-18	工期変更 1-12
	1-1-18	支給材料及び貸与品 1-13	1-1-19	支給材料及び貸与品 1-13
	1-1-19	工事現場発生品 1-13	1-1-20	工事現場発生品 1-13
	1-1-20	建設副産物 1-14	1-1-21	建設副産物 1-14
	1-1-21	工事完成図 1-15	1-1-22	工事完成図 1-15
	1-1-22	工事完成検査 1-15	1-1-23	工事完成検査 1-15
	1-1-23	既済部分検査等 1-16	1-1-24	既済部分検査等 1-16
	1-1-24	部分使用 1-17	1-1-25	部分使用 1-17
	1-1-25	施工管理 1-17	1-1-26	施工管理 1-17
	1-1-26	履行報告 1-19	1-1-27	履行報告 1-19
			1-1-28	週休二日の対応 1-19
	1-1-27	工事関係者に対する措置請求 1-19	1-1-29	工事関係者に対する措置請求 1-19
	1-1-28	工事中の安全確保 1-19	1-1-30	工事中の安全確保 1-19
	1-1-29	爆発及び火災の防止 1-21	1-1-31	爆発及び火災の防止 1-21
	1-1-30	後片付け 1-22	1-1-32	後片付け 1-22
	1-1-31	事故報告書 1-22	1-1-33	事故報告書 1-22
	1-1-32	環境対策 1-22	1-1-34	環境対策 1-22

	改訂前	改訂後
	1-1-33 文化財の保護 1-25	1-1-35 文化財の保護 1-25
	1-1-34 交通安全管理 1-25	1-1-36 交通安全管理 1-25
	1-1-35 施設管理 1-27	1-1-37 施設管理 1-28
	1-1-36 諸法令の遵守 1-28	1-1-38 諸法令の遵守 1-28
	1-1-37 官公庁等への手続等 1-30	1-1-39 官公庁等への手続等 1-30
	1-1-38 施工時期及び施工時間の変更 1-31	1-1-40 施工時期及び施工時間の変更 1-31
	1-1-39 工事測量 1-31	1-1-41 工事測量 1-31
	1-1-40 不可効力による損害 1-32	1-1-42 不可効力による損害 1-32
	1-1-41 特許権等 1-32	1-1-43 特許権等 1-32
	1-1-42 保険の付保及び事故の補償 1-33	1-1-44 保険の付保及び事故の補償 1-33
	1-1-43 臨機の措置 1-33	1-1-45 臨機の措置 1-33
	1-1-44 石綿使用の有無 1-34	1-1-46 石綿使用の有無 1-34
	1-1-45 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1-34	1-1-47 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1-34
	第2節 土木工事部分	第2節 土木工事部分
	1-2-1 一般事項 1-34	1-2-1 一般事項 1-34

	改訂前	改訂後
1-5	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>36. 立会</p> <p>立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>36. 立会</p> <p>立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>
1-7	新規	<p>1-1-5 ウィークリースタンス</p> <p>1. ウィークリースタンス</p> <p>監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。</p> <p>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認、共有した取組の総称をいう。</p>
1-11	<p>1-1-15 調査・試験に対する協力</p> <p>5.低入札価格調査</p> <p>(2) 第1編 1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>1-1-16 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編 1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>1-1-15 調査・試験に対する協力</p> <p>5.低入札価格調査</p> <p>(2) 第1編 1-1-6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>1-1-16 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編 1-1-45 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>
1-19	新規	<p>1-1-28 週休二日の対応</p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p>
1-23	<p>1-1-33 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号)に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改定平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p>	<p>1-1-33 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改定平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
1-28～30	<p>1-1-36 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和3年9月改正 法律第37号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48条)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和4年12月改正 法律第97号)</p> <p>(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9条)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和5年5月改正 法律第19号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号)</p> <p>(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(25) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号)</p> <p>(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)</p> <p>(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p>	<p>1-1-37 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りとし、原則最新を適用するものとする。</p> <p>(1) 地方自治法</p> <p>(2) 建設業法</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法</p> <p>(4) 労働基準法</p> <p>(5) 労働安全衛生法</p> <p>(6) 作業環境測定法</p> <p>(7) じん肺法</p> <p>(8) 雇用保険法</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法</p> <p>(10) 健康保険法</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法</p> <p>(14) 道路法</p> <p>(15) 道路交通法</p> <p>(16) 道路運送法</p> <p>(17) 道路運送車両法</p> <p>(18) 砂防法</p> <p>(19) 地すべり等防止法</p> <p>(20) 河川法</p> <p>(21) 海岸法</p> <p>(22) 港湾法</p> <p>(23) 港則法</p> <p>(24) 漁港漁場整備法</p> <p>(25) 下水道法</p> <p>(26) 航空法</p> <p>(27) 公有水面埋立法</p> <p>(28) 軌道法</p> <p>(29) 森林法</p> <p>(30) 環境基本法</p> <p>(31) 火薬類取締法</p> <p>(32) 大気汚染防止法</p> <p>(33) 騒音規制法</p> <p>(34) 水質汚濁防止法</p> <p>(35) 湖沼水質保全特別措置法</p>

1 機械・電気設備工事共通仕様書 第1編 共通事項 新旧対比表

	改訂前	改訂後
	(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36) 振動規制法
	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	(38) 文化財保護法 (令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)	(38) 文化財保護法
	(39) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39) 砂利採取法
	(40) 電気事業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号)	(40) 電気事業法
	(41) 消防法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)	(41) 消防法
	(42) 測量法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(42) 測量法
	(43) 建築基準法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)	(43) 建築基準法
	(44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(44) 都市公園法
	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
	(46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	(46) 土壌汚染対策法
	(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	(47) 駐車場法
	(48) 海上交通安全法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(48) 海上交通安全法
	(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(49) 海上衝突予防法
	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
	(51) 船員法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号)	(51) 船員法
	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法
	(53) 船舶安全法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	(53) 船舶安全法
	(54) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)	(54) 自然環境保全法
	(55) 自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)	(55) 自然公園法
	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
	(58) 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58) 河川法施行法
	(59) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	(59) 技術士法
	(60) 漁業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)	(60) 漁業法
	(61) 空港法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)	(61) 空港法
	(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(62) 計量法
	(63) 厚生年金保険法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 3 号)	(63) 厚生年金保険法
	(64) 航路標識法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	(64) 航路標識法
	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律
	(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(66) 最低賃金法
	(67) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)	(67) 職業安定法
	(68) 所得税法 (令和 5 年 6 月改正 法律 44 号)	(68) 所得税法
	(69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)	(69) 水産資源保護法
	(70) 船員保険法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 31 号)	(70) 船員保険法
	(71) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号)	(71) 著作権法

	改訂前	改訂後
	<p>(72) 電波法 (令和4年12月改正 法律第93号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p> <p>(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号)</p>	<p>(72) 電波法</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律</p> <p>(75) 農薬取締法</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律</p> <p>(79) 警備業法</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p>
1-32	<p>1-1-42 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p>	<p>1-1-43 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p>

	改訂前	改訂後
目次	<p>1-附-17 暴力団等の排除 附-13</p> <p>1-附-18 個人情報の取扱い 附-15</p> <p>1-附-19 現場代理人の取扱い 附-17</p> <p>1-附-20 配置技術者の取り扱い 附-19</p> <p>1-附-21 調査・試験に対する協力 附-20</p> <p>1-附-22 施工体制台帳 附-20</p> <p>1-附-23 交通安全管理 附-21</p> <p>1-附-24 工事完成図書納品の納品 附-21</p> <p>1-附-25 設計図書の変更 附-22</p> <p>1-附-26 担当技術者 附-23</p>	<p>1-附-17 暴力団等の排除 附-14</p> <p>1-附-18 個人情報の取扱い 附-16</p> <p>1-附-19 現場代理人の取扱い 附-17</p> <p>1-附-20 配置技術者の取り扱い 附-19</p> <p>1-附-21 調査・試験に対する協力 附-20</p> <p>1-附-22 施工体制台帳 附-20</p> <p>1-附-23 交通安全管理 附-21</p> <p>1-附-24 工事完成図書納品の納品 附-22</p> <p>1-附-25 設計図書の変更 附-22</p> <p>1-附-26 担当技術者 附-23</p>
附-2	<p>1-附-4 建設副産物</p> <p>2. 再生資源利用計画書等の作成</p> <p>(1) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式（以下、「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という。）については、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」（（財）日本建設情報総合センター(JACIC)）にデータ登録すること。また、これにより難しい場合は監督職員との協議により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ入力を行うことで、建設副産物情報交換システム(COBRIS)登録に代えることができる。</p> <p>(2) 受注者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を工事完成後1年間保管しなければならない。また、計画書および実施書を各1部ずつ印刷して監督職員に提出するとともに、計画書を工事現場の公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、建設副産物情報交換システムの登録が必要な工事においては、施工計画作成時、工事完成時および登録情報の変更が生じた時に速やかにデータの入力又は更新を行わなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	<p>1-附-4 建設副産物</p> <p>2. 再生資源利用計画書等の作成</p> <p>(1) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式（以下、「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という。）については、「コブリス・プラス」（（財）日本建設情報総合センター(JACIC)）にデータ登録すること。また、これにより難しい場合は監督職員との協議により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ入力を行うことで、コブリス・プラス登録に代えることができる。</p> <p>(2) 受注者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を工事完成後1年間保管しなければならない。また、計画書および実施書を各1部ずつ印刷して監督職員に提出するとともに、計画書を工事現場の公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コブリス・プラスの登録が必要な工事においては、施工計画作成時、工事完成時および登録情報の変更が生じた時に速やかにデータの入力又は更新を行わなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>
附-9	<p>1-附-9 工事中の安全確保</p> <p>9. 工事事務報告</p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記URLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。</p> <p>HPアドレス：https://sas.hrr.mlit.go.jp/（建設工事事故データベースシステム）</p> <p>1.2. 新規</p>	<p>1-附-9 工事中の安全確保</p> <p>9. 工事事務報告</p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記URLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上または紙面で発注者に提出しなければならない。提出方法については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>HPアドレス：https://sas.hrr.mlit.go.jp/（建設工事事故データベースシステム）</p> <p>1.2. 施工計画書への『安全点検チェックリスト』の反映について</p> <p>受注者は『安全点検チェックリスト』を確認し、当該工事内容に該当する項目のみを抜粋し施工計画書へ添付するとともに、KY活動などを通じて全作業員へ周知徹底することを記載する。</p> <p>『安全点検チェックリスト』は大阪府ホームページの土木請負工事必携（共通仕様書及び附則・施工管理基準等）【4】土木請負工事必携提出書類様式・各種基準・要綱等 27. 施工計画書の作成の手引き※安全点検チェックリスト様式からダウンロードすること。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/index.html</p>
附-18	1-附-19 現場代理人の取扱い	1-附-19 現場代理人の取扱い

4. 現場代理人の雇用確認

現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は雇用関係証明書類によることとする。

※雇用関係証明書類とは、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書その他雇用関係を証明できる書類のうちいずれかの書類とします。

※健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証については、有効期限前のものに限り、令和7年12月1日まで、その他雇用関係を証明できる書類として認めます。

※雇用関係証明書類の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。

書類	マスキング項目
健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号

4. 現場代理人の雇用確認

現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は雇用関係証明書類によることとする。

※雇用関係証明書類とは、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書その他雇用関係を証明できる書類のうちいずれかの書類とします。

※雇用関係証明書類の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。

書類	マスキング項目
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号

附-19

1-附-20 配置技術者の取扱い

2. 配置技術者の雇用確認

配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は以下によることとする。

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

（3ヶ月以上の雇用関係を確認できない場合は、雇用関係証明書類）

※3ヶ月以上の雇用関係は入札公告で求めた場合に確認する。

※雇用関係証明書類とは、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書その他雇用関係を証明できる書類のうちいずれかの書類とします。

※健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証については、有効期限前のものに限り、令和7年12月1日まで、その他雇用関係を証明できる書類として認めます。

※雇用関係証明書類の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。

書類	マスキング項目
健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号

1-附-20 配置技術者の取扱い

2. 配置技術者の雇用確認

配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は以下によることとする。

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

（3ヶ月以上の雇用関係を確認できない場合は、雇用関係証明書類）

※3ヶ月以上の雇用関係は入札公告で求めた場合に確認する。

※雇用関係証明書類とは、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書その他雇用関係を証明できる書類のうちいずれかの書類とします。

※雇用関係証明書類の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。

書類	マスキング項目
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号

	改訂前	改訂後																
3-14	<p>第8節 電線保護材料</p> <p>1-8-4 プルボックス</p> <p>1. 屋内形のプルボックスは、下記による。</p> <p>(9) プルボックス取付用ボルト、ナットは、クロームメッキ又はステンレス製とする。</p>	<p>第8節 電線保護材料</p> <p>1-8-4 プルボックス</p> <p>1. 屋内形のプルボックスは、下記による。</p> <p>(9) プルボックス取付用ボルト、ナットは、防錆処理を施されたもの又はステンレス製とする。</p>																
3-16	<p>第9節 接地材</p> <p>1-9-1 接地材</p> <p>接地材は、表 28 に示す規格に適合するもの、若しくは同等以上の品質のものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 28 接地材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">呼 称</th> <th style="width: 85%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接 地 銅 板</td> <td>1.5t×900×900mm JIS H 3100 「銅及び銅合金の板及び条」</td> </tr> <tr> <td>単 独 接 地 棒</td> <td>10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子 8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子 22mm²×300mm 付き</td> </tr> <tr> <td>連 続 接 地 棒</td> <td>10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8~22mm²×300~500mm 付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 接地銅板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、タール塗布とする。 2. 接地棒の材質は、銅又は銅覆鋼製とする。</p>	呼 称	規 格	接 地 銅 板	1.5t×900×900mm JIS H 3100 「銅及び銅合金の板及び条」	単 独 接 地 棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子 8mm ×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子 22mm ² ×300mm 付き	連 続 接 地 棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8~22mm ² ×300~500mm 付き	<p>第9節 接地材</p> <p>1-9-1 接地材</p> <p>接地材は、表 28 に示す規格に適合するもの、若しくは同等以上の品質のものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 28 接地材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">呼 称</th> <th style="width: 85%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接 地 銅 板</td> <td>1.5t×900×900mm JIS H 3100 「銅及び銅合金の板及び条」</td> </tr> <tr> <td>単 独 接 地 棒</td> <td>10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子 8mm²×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子 22mm²×300mm 付き</td> </tr> <tr> <td>連 続 接 地 棒</td> <td>10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8~22mm²×300~500mm 付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 接地銅板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、タール塗布とする。 2. 接地棒の材質は、銅又は銅覆鋼製とする。</p>	呼 称	規 格	接 地 銅 板	1.5t×900×900mm JIS H 3100 「銅及び銅合金の板及び条」	単 独 接 地 棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子 8mm² ×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子 22mm ² ×300mm 付き	連 続 接 地 棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8~22mm ² ×300~500mm 付き
呼 称	規 格																	
接 地 銅 板	1.5t×900×900mm JIS H 3100 「銅及び銅合金の板及び条」																	
単 独 接 地 棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子 8mm ×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子 22mm ² ×300mm 付き																	
連 続 接 地 棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8~22mm ² ×300~500mm 付き																	
呼 称	規 格																	
接 地 銅 板	1.5t×900×900mm JIS H 3100 「銅及び銅合金の板及び条」																	
単 独 接 地 棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子 8mm² ×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子 22mm ² ×300mm 付き																	
連 続 接 地 棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8~22mm ² ×300~500mm 付き																	
3-23	<p>第3節 接地工事</p> <p>2-3-5 C種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 300V を超える低圧用の機械の鉄台及び金属製外箱。</p> <p>(2) 300V を超える低圧計器用変成器の鉄心。</p> <p>ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。</p> <p>(3) 300V を超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆等。</p> <p>(4) 合成樹脂配線による 300V を超える低圧屋内配線に使用する金属製プルボックス及び粉塵防爆形フレキシブルフィッチング。</p> <p>(5) 金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による 300V を超える低圧屋内配線の管ダクト。</p> <p>(6) 低圧屋内配線と弱電流電線を堅ろうな隔壁を設けて収める場合の電線保護物の金属製部分。</p> <p>(7) ガス蒸気危険場所、粉塵危険場所内の低圧電気器具の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分。</p> <p>(8) 管灯回路の使用電圧が 300V を超える低圧で、かつ、放電灯用変圧器の 2 次短絡電流は、管灯回路の動作電流が 1 A を超える場合の放電灯用安定器の外箱及び放電灯用電灯器具の金属製部分。</p> <p>2-3-6 D種接地工事を施す電気工作物</p> <p>次の各号に示す電気工作物には、D種接地工事を施さなければならない。</p>	<p>第3節 接地工事</p> <p>2-3-5 C種接地工事を施す電気工作物</p> <p>(1) 使用電圧が 300V を超える低圧用の機械の鉄台及び金属製外箱。</p> <p>(2) 使用電圧が 300V を超える低圧計器用変成器の鉄心。</p> <p>ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。</p> <p>(3) 使用電圧が 300V を超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆等。</p> <p>(4) 合成樹脂配線による 使用電圧が 300V を超える低圧屋内配線に使用する金属製プルボックス及び粉塵防爆形フレキシブルフィッチング。</p> <p>(5) 金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による 使用電圧が 300V を超える低圧屋内配線の管ダクト。</p> <p>(6) 低圧屋内配線と弱電流電線を堅ろうな隔壁を設けて収める場合の電線保護物の金属製部分。</p> <p>(7) ガス蒸気危険場所、粉塵危険場所内の低圧電気器具の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分。</p> <p>(8) 管灯回路の使用電圧が 300V を超える低圧で、かつ、放電灯用変圧器の 2 次短絡電流は、管灯回路の動作電流が 1 A を超える場合の放電灯用安定器の外箱及び放電灯用電灯器具の金属製部分。</p>																

	<p>(1) 高圧地中電線路に接続する金属製外箱。 (2) 使用電圧 300V 以下の機器の鉄台及び金属製外箱。 (3) 使用電圧 300V 以下の計器用変成器の鉄心。 ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆したものは、この限りでない。 (4) 低圧又は高圧架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する合のちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体。 ただし、低圧架空配線の場合、ちょう架用線に絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力のあるものを使用する場合は、ちょう架用線の接地を省略できる。 (5) 地中電線を収める金属製の暗渠、管及び管路、金属製の配線接続箱並びに地中配線の金属被覆。 (6) 使用電圧 300V を超える低圧又は高圧計器用変成器の 2 次側回路。</p>	<p>2-3-6 D種接地工事を施す電気工作物 次の各号に示す電気工作物には、D種接地工事を施さなければならない。 (1) 高圧地中電線路に接続する金属製外箱。 (2) 使用電圧 300V 以下の機器の鉄台及び金属製外箱。 (3) 使用電圧 300V 以下の計器用変成器の鉄心。 ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆したものは、この限りでない。 (4) 低圧又は高圧架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する合のちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体。 ただし、低圧架空配線の場合、ちょう架用線に絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力のあるものを使用する場合は、ちょう架用線の接地を省略できる。 (5) 地中電線を収める金属製の暗渠、管及び管路、金属製の配線接続箱並びに地中配線の金属被覆。 (6) 高圧計器用変成器の 2 次側回路。</p>
<p>3-34</p>	<p>第5節 配線工事 2-5-2 屋内配線 (2) ダクト内配線 2. 通線 4) ダクト内の電線等は、各回路毎にまとめ、電線支持物の上に整然と並べて布設すること。ただし、垂直に用いる場合は、1.5m以下の間隔毎に緊縛材料で縛るものとする。</p>	<p>第5節 配線工事 2-5-2 屋内配線 (2) ダクト内配線 2. 通線 4) ダクト内の電線等は、各回路毎にまとめ、電線支持物の上に整然と並べて布設すること。ただし、垂直に用いる場合は、1.5m以下の間隔毎に包縛するものとする。</p>
<p>3-42</p>	<p>第6節 配線器具設置工 2-6-1 ダクト取付け 1. 金属ダクト (2) ダクトの接続 4) ボンディングに用いる接続線は、2-4-2「屋内露出配管布設」2項(3)の3)～4)によるものとする。</p>	<p>第6節 配線器具設置工 2-6-1 ダクト取付け 1. 金属ダクト (2) ダクトの接続 4) ボンディングに用いる接続線は、2-4-2「屋内露出配管布設」2項(3)の5)によるものとする。</p>
<p>3-43</p>	<p>第6節 配線器具設置工 2-6-1 ダクト取付け 2. フロアダクト (2) ダクトの接続 2) ボンディングに用いる接続線は、2-4-2「屋内露出配管布設」2項(3)の3)～4)によるものとする。</p>	<p>第6節 配線器具設置工 2-6-1 ダクト取付け 2. フロアダクト (2) ダクトの接続 2) ボンディングに用いる接続線は、2-4-2「屋内露出配管布設」2項(3)の5)によるものとする。</p>
<p>3-45</p>	<p>第7節 光ケーブル布設工 2-7-1 一般事項 光ケーブルの布設にあたっては、下記による。 (1) 光ケーブルの布設作業中は、光ケーブルが傷まないように行い、延線時許容曲げ半径は、仕上がり外径の 20 倍以上とする。また、固定時の曲げ半径は、仕上がり外径の 10 倍以上とする。 (2) 光ケーブルを支持又は固定する場合には、光ケーブルに外圧又は張力が加わらないよう施工する。 (3) 外圧又は衝撃を受ける恐れのある部分は、防護処理を施すこと。 (4) 光ケーブルに加わる張力及び側圧は、許容側圧以下とする。 (5) 光ケーブルの布設時には、テンションメンバに延線用撚戻し金物を取付け、一定の速度(10m/分程度以下)で布設し、張力の変動や衝撃を与えないように施工する。 (6) 布設時には、光ケーブル内に水が入らないように防水処理を施すこと。</p>	<p>第7節 光ケーブル布設工 2-7-1 一般事項 光ケーブルの布設にあたっては、下記による。 (1) 光ケーブルの布設作業中は、光ケーブルが傷まないように行い、延線時許容曲げ半径は、仕上がり外径の 20 倍以上とする。また、固定時の曲げ半径は、仕上がり外径の 10 倍以上とする。 (2) 光ケーブルを支持又は固定する場合には、光ケーブルに外圧又は張力が加わらないよう施工する。 (3) 外圧又は衝撃を受ける恐れのある部分は、防護処理を施すこと。 (4) 光ケーブルに加わる張力及び側圧は、許容側圧以下とする。 (5) 光ケーブルの布設時には、テンションメンバに延線用撚戻し金物を取付け、一定の速度(10m/分程度以下)で布設し、張力の変動や衝撃を与えないように施工する。 (6) 布設時には、光ケーブル内に水が入らないように防水処理を施すこと。 (7) 光ケーブルを電線管より引出す部分には、ブッシング等を取付け、引出し部で損傷しないよ</p>

	<p>(7) 光ケーブルを電線管より引出す部分には、ブッシング等を取付け、引出し部で損傷しないようにスパイラルチューブ等により保護する。</p> <p>(8) 光ケーブルの布設時には、踏んだり重量が光ケーブル上に加わらないように施工すること。</p> <p>(9) 光ケーブルの布設の要所では、ケーブルに合成樹脂製又はファイバ製等の名札を取付け、ケーブルの種別、行先等を表示すること。</p> <p>2-7-3 光ケーブル屋内配線</p> <p>(3) 水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 3m毎に緊縛して固定すること。</p> <p>(4) 垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 1.5m毎に緊縛して固定すること。また、15m以上の場合は、15m間隔で8字の余長を確保すること。</p>	<p>うにスパイラルチューブ等により保護する。</p> <p>(8) 光ケーブルの布設時には、踏んだり重量が光ケーブル上に加わらないように施工すること。</p> <p>(9) 光ケーブルの布設の要所では、ケーブルに合成樹脂製又はファイバ製等の名札を取付け、ケーブルの種別、行先等を表示すること。</p> <p>(10) 光ケーブルの雷害対策は、ケーブルを敷設する環境条件により、ケーブル構造を選定し、被害を防ぐ手段を考慮するものとする。</p> <p>2-7-3 光ケーブル屋内配線</p> <p>(3) 水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 3m毎に包縛して固定すること。</p> <p>(4) 垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 1.5m毎に包縛して固定すること。また、15m以上の場合は、15m間隔で8字の余長を確保すること。</p>
<p>3-49</p>	<p>第9節 ボックス類設置工</p> <p>2-9-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置</p> <p>2. 合成樹脂管用</p> <p>(1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックス等は、前項1「金属管用」によるものとする。ただし、表47「露出管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分」で丸形露出ボックス (直径 89mm) は直径 87mm とする。</p> <p>(2) 合成樹脂製可とう管及びCD管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックス等は、前項(1)～(3)による他、以下によるものとする。</p> <p>1) 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックス等の使用区分は、表48に示すボックス以上のものとする。</p> <p>2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックス等の使用区分は、表47に示すボックス以上のものとする。ただし、丸形露出ボックス (直径 89mm) は直径 87mm とする。</p> <p>3) 合成樹脂製可とう管又はCD管配線からケーブル配線に移行する箇所には、ジョイントボックスを設けるものとする。</p>	<p>第9節 ボックス類設置工</p> <p>2-9-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置</p> <p>2. 合成樹脂管用</p> <p>(1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックス等は、前項1「金属管用」によるものとする。ただし、表47「露出管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分」で丸形露出ボックス (直径 89mm) は直径 87mm に、(直径 100mm) は直径 97mm と読み替える。</p> <p>(2) 合成樹脂製可とう管及びCD管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックス等は、前項(1)～(3)による他、以下によるものとする。</p> <p>1) 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックス等の使用区分は、表48に示すボックス以上のものとする。</p> <p>2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックス等の使用区分は、表47に示すボックス以上のものとする。ただし、丸形露出ボックス (直径 89mm) は直径 87mm に、(直径 100mm) は直径 97mm と読み替える。</p> <p>3) 合成樹脂製可とう管又はCD管配線からケーブル配線に移行する箇所には、ジョイントボックスを設けるものとする。</p>